

## 令和7年度 第1回周南市地域自立支援協議会会議録

1 日時 令和7年8月20日（水） 10時から12時

2 場所 周南市役所 多目的室

3 出席者

(1) 委員(敬称略)

古川 智也(会長)、辻 慶一郎(副会長)、徳毛 裕之、末廣 睦子、  
板村 七重、中村 忠俊、吉河 明日香、神徳 宣彦、守本 友美、  
信吉 重治、高橋 武人 11名

(2) 事務局

福祉部長、障害者支援課長 外3名

4 欠席者(敬称略)

高木 昭、岡崎 裕美、山本 百合子、仲西 徹 4名

5 傍聴者数

0人

6 内容

(1) 会長・副会長選出

(2) 周南市障害者計画(第5期)の進捗状況について

(3) 第7期周南市障害福祉計画・第3期周南市障害児福祉計画の実績報告について

(4) 運営会議及び各部会の報告

(5) 周南市地域自立支援協議会の部会に関する要領の一部改正について

(6) 周南市障害者差別解消支援地域協議会について

(7) 令和7年度 障害者の福祉を考える集いについて

(8) 地域課題等について

7 議事

### **(1)会長・副会長選出**

周南市地域自立支援協議会要綱第5条の規定に基づき、会長、副会長は委員の互選により選出される。出席委員から立候補及び推薦等がなかったため、事務局案として、会長に古川委員、副会長に辻委員を推薦し、採決を行った結果、事務局案どおり、会長、副会長が選出された。

◎議 長 それでは、資料に従って議事を進めます。議事（２）「周南市障害者計画（第５期）の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

## ② 周南市障害者計画（第５期）の進捗状況について

■事務局 周南市障害者計画（第５期）の進捗状況について説明します。

本計画は、障害者基本法に基づき、全ての市町村において策定する「市町村障害者計画」として位置づけられる計画であり、「地域社会における共生」と「差別の禁止」を基本原則とし、その実現に向けて、各市町村が行う施策や事業を推進するための基本計画です。第５期の計画期間は、令和６年度から令和１１年度までの５年間です。

「障害者の現状」は、令和７年４月１日現在の障害者手帳の所持者数を、身体・療育・精神の手帳種別ごとに、人数と対人口所持率で示しています。障害者手帳所持者数は、令和６年４月１日と比べ、68人減の7,198人です。手帳種別ごとの人数については、資料にお示ししたとおりです。

「施策の体系と令和６年度における主な取組、目標指標等」は、基本原則に基づき、本市において、分野別の施策として掲げた項目のなかから、令和６年度に取り組んだ主なものを示しています。

「１．差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」については、出前講座や市広報、ホームページを利用した理解促進・啓発を行いました。また、障害者支援課内に設置している「障害者虐待防止センター」において、虐待に対する通報の受付、対応を行いました。

「２．安心・安全な生活環境の整備」については、視覚障害者用誘導ブロックの修繕のほか、地域で生活する障害者の支援の拠点となる「地域生活支援拠点等の体制構築」に向けた取り組みを行いました。

「３．情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」については、手話通訳者・要約筆記者の派遣や、市広報を活用した手話の普及啓発などを行いました。令和６年度の派遣回数、手話通訳の派遣が370件、要約筆記の派遣が5件です。また、9月23日の「手話言語の国際デー」に併せ、徳山駅前ブルーライトアップ点灯式を実施しました。

本項目の「目標指標」として、「行政情報へのアクセシビリティ」、いわゆる利用しやすさの指標として、本計画で掲げた目標値に対する実績を示しています。上段の「文書等の音声コード化」は、行政文書の送付にあたり、視覚障害者に発送する文書の音声コード化に取り組む市役所内の部署数を示した数値であり、令和１１年度までの目標値20課に対し、令和６年度実績は18課でした。下段の「設置手話通訳者による手話研修の参加者数」は、目標値570人に対し、令和６年度実績は157人でした。

「4. 防災、防犯等の推進」については、音声での 119 番通報が難しい方が、インターネット機能を利用して通報できる「NET 119」の利用促進のため、新規手帳取得者への案内や、窓口での登録手続き支援などを行いました。また、外観からは障害があることが分かりにくい視覚障害者・聴覚障害者に対し「災害避難時等着用ベスト」の配布を行いました。

「5. 行政等における配慮の充実」については、聴覚障害者の支援のための行政窓口への手話通訳者の設置と、視覚障害者への行政情報の提供のため、音訳版・点訳版の広報を毎月発行しました。

「6. 保健・医療の充実」については、精神障害者等とその家族が悩みを共有し、情報交換を行う自発的な活動である「ピアサポート事業」への助成や、講演会・相談会等の開催支援のほか、地域活動支援センターを設置し、日中の活動の場の提供などを行いました。

「7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進」については、成年後見制度の利用にあたり、親族がおられない、または音信不通の状況等にある人に対し、本人の保護のために市が申立を行う場合、必要経費の助成を行っています。また、支援体制の構築のため、関係機関との連携を図っています。

本項目の「目標指標」として、「相談支援専門員・障害者施設職員を対象とした研修の参加者数」を掲げています。令和 11 年度までの目標値 200 人に対して、令和 6 年度実績が 50 人でした。支援を行う関係機関における顔の見える関係性を構築するため、今後も研修の実施に取り組んでまいります。

「8. 教育の推進」については、周南視覚障害者図書館において点字図書と録音図書の作成・収集・貸出を行っており、これらの団体活動に対し、市から補助金を支出しています。また、講演会等の場において、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うことで、教育活動における情報バリアフリーの推進を図っています。

「9. 雇用・就業、経済的自立の支援」については、職場実習等支援給付金支給事業を実施し、就労を希望される障害者が実習先に出向かれる際の交通費等を支援しています。また、通所就労施設利用者就労支援給付金事業を実施し、就労継続支援事業所等に通所する障害者に対し、就労支援給付金を支給しています。

本項目の「目標指標」として、上段に「就業・生活支援センターの支援を受け就職した障害者数」を挙げており、令和 11 年度までの目標値 26 人に対し、令和 6 年度実績が 6 人となっています。下段の「障害者就労施設からの物品・役務等の調達額」については、市役所が障害者就労施設から役務や物品を調達した額であり、令和 11 年度までの目標値 3,300 万円に対して、令和 6 年度の実績は 3,258 万円となっています。

「10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興」については、毎年 12 月 3 日から

9日までの障害者週間に合わせ、「障害者の福祉を考える集い」や「障害者週間アート作品展」を開催し、総合支援学校の児童・生徒の作品を展示しました。また、県が実施する、山口県芸術文化祭への出品・出展の支援を行いました。

以上で、周南市障害者計画（第5期）の進捗状況についての説明を終わります。

◎議 長 それでは、ただいまの事務局からの説明を受けて、委員の皆様から、ご意見等がありますでしょうか。

○委 員 手話言語に関する説明で、ブルーライトアップのことを述べられていましたが、発達障害に関しても、毎年4月に啓発週間が設けられていて、同じように、全国各地でブルーライトアップが行われていたと記憶しています。

■事務局 ご意見ありがとうございます。発達障害啓発週間に合わせたブルーライトアップですが、本市においても実施しております。

○委 員 実施しているのですね、わかりました。

◎議 長 他にありますか。

○委 員 説明資料のなかの「障害者の現状」の部分に、「対人口所持率」が書かれていますが、言葉の定義や、資料に挙げる意図がよく分からないのですが。

■事務局 「対人口所持率」は、令和7年4月1日現在、周南市に住民登録のある方の人数に対し、手帳を所持している方の人数の割合を示したものです。周南市民のうち、およそ5.4%の方が、何らかの手帳を所持していることを示しています。

○委 員 わかりました。

◎議 長 他に無いようですので、次の議事に移ります。議事（3）「第7期周南市障害福祉計画・第3期周南市障害児福祉計画の実績報告」について、事務局から説明をお願いします。

### ③第7期周南市障害福祉計画・第3期周南市障害児福祉計画の実績報告について

■事務局 第7期周南市障害福祉計画・第3期周南市障害児福祉計画の実績報告について、事務局から説明します。

まず『1 周南市障害福祉計画・周南市障害児福祉計画の位置づけ』について、ご説明します。

本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、全ての市区町村において策定が求められている計画であり、各市区町村における、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標や、必要量を定めた計画です。現行の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

次に『2 障害者・障害児の状況』について、ご説明します。

(1)では、令和7年4月1日現在の障害者手帳の所持者数を記載しています。また、(2)では、令和7年4月1日現在のサービス支給決定者数について、障害福祉サービスと、障害児通所支援等に分けて、実績を記載しています。

次に、『3 成果目標と進捗状況』について、ご説明します。

まず、(1)「福祉施設入所者の地域生活への移行」についてですが、この項目では、施設入所から地域生活へ移行する障害者数を目標値として設定しています。令和6年度末の施設入所者数は234名となっており、令和8年度末時点で210名という目標値を大幅に超えている状況です。入所者の高齢化や受入態勢の確保が課題として考えられる中、グループホーム整備の働きかけや、地域における障害への理解の普及・啓発等、今後とも、実効性ある施策を研究してまいりたいと考えています。

次に、(2)「福祉施設利用者の一般就労への移行」につきましても、令和6年度の実績は9人となっています。現状、目標達成には至っていませんが、本年10月から開始となる「就労選択支援事業」も活用していくことで、目標達成に努めてまいります。

続いて、(3)「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置」についてですが、本市では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関係機関との協議の場を設けるとともに、関係機関との調整を担う、医療的ケア児コーディネーターを、令和元年10月から設置しています。本計画における成果目標として、医療的ケア児支援コーディネーターの配置数について、計画期間中において2名と設定しましたが、令和6年度の実績は6名となり、目標を達成しております。

次に、『4 障害福祉サービス等の見込量及び実績値』について、ご説明します。

まず、(1)「障害福祉サービスの見込み量及び実績値」では、サービスの

区分ごとに、計画上の見込量と、令和6年度の実績値を記載しています。各サービスの見込量と実績値については、資料のとおりですが、主なものと言いますと、①訪問系サービスの「居宅介護」や、②日中活動系サービスの就労系のサービスで見込量を超える実績値となっています。また、④指定相談支援サービスにつきましては、見込量には達しておりませんが、全体的な障害福祉サービス量の増加に伴い、計画相談支援の利用者数は増加傾向となっております。

次に、(2)の障害児通所支援に区分されるサービスについては、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」のいずれの区分も見込量を超えるサービス提供実績となっています。これらのサービスは、新規事業所の開設などもあり、利用者が年々増加傾向にあり、今後もその傾向は続くと思われます。

最後に、『5 地域生活支援事業の見込量及び実績値』についてご説明します。地域生活支援事業とは、介護給付や訓練等給付などによるサービスとは別に、障害者の地域での生活を支えるために、市及び県が主体となって取り組むさまざまな事業の総称です。本市において展開している事業のうち、「相談支援事業」「意思疎通支援事業」「手話奉仕員養成研修事業」「移動支援事業」の4つの事業について、計画上の見込量と、令和6年度の実績値をお示ししております。移動支援事業につきましては、見込値を下回っておりますが、引き続き、サービス提供事業所の確保に努めてまいります。

以上で、第7期周南市障害福祉計画・第3期周南市障害児福祉計画の進捗状況についての説明を終わります。

◎議 長 それでは、ただいまの事務局からの説明を受けて、委員の皆様から、ご質問等がありますでしょうか。

○委 員 意見ではありませんが、質問させてください。一般就労への移行者数9名とのことで説明がありましたが、このなかで、精神の方は、どのくらいおられるのでしょうか？ 分かれば教えてください。

■事務局 申し訳ありませんが、障害の種別ごとの資料は、いま持ち合わせておりません。

○委 員 わかりました、大丈夫です。

◎議 長 他にありますか。

○委員 放課後等デイサービスについてお尋ねします。延べ利用日数と利用者数について、両方とも、見込量より実績値が大幅に上回っています。現場で何が起きているのでしょうか？ 例えば、指導員さんに対して、これまでは子ども3人だったところが、5人になっているだとか、そういう状況なのでしょうか。

■事務局 放課後等デイサービスについては、ご意見のとおり、計画上の見込量よりも、実績値が大幅に上回っておりますが、周南圏域でサービス提供事業所が新規開設されたこともあり、サービスの利用に大きな制限がかかるような状況はお聞きしておりません。利用定員の関係で、ふたつの事業所を併用するような場合はありますが、利用したい日数を利用できないといったケースは、あったとしてもごくわずかであり、概ねご希望に添えているのではないかと考えております。また、サービス提供にあたっては、運営基準を順守することとされており、県も監査を行っていることから、事業者は、適正に人員配置しておられると理解しております。現状、利用者側からも、事業者側からも、特段の訴えや相談等もないことから、適正に運営されているものと考えております。

○委員 わかりました。

◎議長 他にありますか。

○委員 資料中、訪問系サービスの項目のなかに「同行援護」の見込量と実績値が示されていますが、この数値のなかには、類似したサービスである「行動援護」の見込量・実績値が含まれているのでしょうか。

■事務局 「行動援護」の見込量・実績値は含まれておりません。行動援護は、委員の言われるように、同行援護と同系統のサービスですが、行動援護の見込量は、第7期周南市障害福祉計画において設定していないため、今回の資料のなかには、項目として挙がっておりません。

○委員 それでは、同行援護の、視覚障害の方のガイドヘルプの利用実績が示されたものということですね、わかりました。

◎議長 他に無いようですので、次の議事に移ります。議事（4）「運営会議及び各部会の報告」について、事務局から説明をお願いします。

## **(4) 運営会議及び各部会の報告**

### **運営会議の報告**

■事務局 運営会議及び部会の報告について、事務局から説明します。

まず、運営会議についてご報告いたします。

本日の周南市地域自立支援協議会に先立ち、本協議会における議事の整理や地域課題についての現況を協議する「運営会議」を、8月4日に開催しました。

運営会議においては、本協議会における地域課題等を具体的に協議・検討する協議体として「相談支援会議」「地域生活支援拠点機能充実プロジェクト」「就労部会」「教育部会」の4つの部会がありますが、それぞれの部会の代表者及び基幹相談支援センターにお集まりいただき、協議を行いました。

各部会における活動報告は、後ほど事務局からご説明しますが、運営会議においては、特に今、障害者福祉において課題となっている事案や、今後検討していかなければならない事案についても意見や議論が交わされ、資料にありますように、「相談支援専門員の負担増への対応」と「障害者の住まいの確保」が、今後検討すべき地域課題として意見が出ました。

この2点については、本日の一連の議事についてご協議いただいた後、最後の議事において、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。

事務局からの報告は以上です。

◎議長 それでは、ただいま事務局から、運営会議についての報告がありましたが、委員の皆様から、ご質問等がありますでしょうか。

○委員 資料のなかで「課題解決に向けた取組について検討していくことで合意」とありますが、この、検討、という言葉は必要ないのではないですか。要するに、課題解決に向けて進んでいく訳ですよ。検討と表現すると、検討するだけなのか、という話になりませんか。

■事務局 運営会議のなかで出た地域課題について、今後、自立支援協議会において、解決に向けた取組について検討していく旨が議論された、というご報告になります。

○委員 それは分かりましたが、議論ばかりで、結果が出なければ「下手な考え休むに似たり」ということになりますよね。私が言いたいのは、検討ではなく、気持ちの上だけでも、課題の解決に向けて取り組むという、所信表明のようなことをして頂けないのか、というご提案です。

■事務局 運営会議において挙げていただいた地域課題は、事務局においても、かねてから課題感を持っておりましたので、委員の言われるように、解決に向けた取組というものを考えていきたいと思っております。

◎議長 他に無いようですので、続いて各部会の報告として、相談支援会議の報告を、事務局からお願いします。

### **相談支援会議の報告**

■事務局 相談支援会議について、事務局からご報告いたします。

相談支援会議は、市民からの障害福祉に関する相談内容を円滑に解決し、地域共生社会を実現することを目的として活動を行っており、相談支援専門員同士の情報共有を行うとともに、事例検討を通じて地域の現状を把握し、地域課題を抽出することを目標としています。

令和7年度は、6回の開催を予定しています。

4月と6月に開催した会議では、支援の質を高める観点から、サービス等利用計画の作成や、モニタリングを行う上で、相談支援専門員がそれぞれ抱える課題について話し合われました。参加者からは、支援の質を高めるためには、居宅での生活状況だけでなく、事業所での様子も含め、本人の状況や能力について、多角的に把握する必要があるが、訪問回数が増えることによって、相談支援専門員の負担が大きくなるとの意見が出ました。

計画相談の件数は年々増加傾向にあり、相談支援専門員の負担が増えている状況のなかで、この課題をどのように解決していくか、今後、深掘りしていくということで意見が一致しました。

相談支援会議の報告は、以上です。

◎議長 事務局から、相談支援会議についての報告がありましたが、委員の皆様から、ご質問・ご意見があればお願いします。

○委員 相談支援専門員の負担が増えているという状況がある訳ですよね。それを今後どうしたら良いのか、市はどのように考えていますか。

■事務局 相談支援会議で議論される前から、事業者様からのご相談や、障害福祉サービスの支給決定事務を行うなかで、相談支援専門員の業務が増えているということは把握しておりましたが、今回、相談支援会議という協議体のなかで、相談支援専門員の負担が大きくなっているというご意見が出たことについては、重く捉えております。

このことに関して、個々の事業者様への働きかけや、お声かけといったことは始めております。市が直接雇用している訳ではなく、事業者様が事業として行われることですので、例えば、新たに相談支援専門員を雇用することなどについて、市として今できることとして、個別にお話しをさせていただいております。

とても難しい課題ですが、もう少し踏み込んだ取り組みとして、それは例えば財政支援であったり、雇用ということであれば県への働きかけであったり、そういったアプローチも含め、市として今後どのように行っていくべきか、検討しているというのが現状です。

○委員 とても難しい課題であると思います。やはり物事には限界というものがあるので、相談支援専門員が担う業務に関して、ある程度の線引きというか、範囲を定めていく必要があるのではないのでしょうか。これから人口が減少し、相談支援専門員の担い手も少なくなる中で、利用者のニーズは増えていくでしょうから、このままだと共倒れになるのではないかと思います。どこまで支援を行うのか、事業者と利用者の双方が納得する範囲を決めていくのか、それとも、制度的に業務を線引きしていくのか、考えていく必要があると感じました。

■事務局 委員が危惧されている「相談支援専門員の過重な労働」ということは、まさに今、直面している課題であると市も認識しており、相談支援会議や運営会議において、より踏み込んだ対応が必要であると、ご提言をいただいたところです。市として今後どのように取り組んでいくか、考えてまいりたいと思います。

○委員 もう一点、相談支援専門員に対する研修や、資格制度の充実ということも考えていく必要があると感じます。

■事務局 市として、そのように働きかけてまいりたいと思います。

◎議長 他にないようですので、続いて、地域生活支援拠点機能充実プロジェクトの報告を、事務局からお願いします。

#### **地域生活支援拠点機能充実プロジェクトの報告**

■事務局 地域生活支援拠点機能充実プロジェクトについてご報告いたします。

本プロジェクトでは、緊急時や、将来的に起こる事態への不安といったものに対して、これまでの、既存の障害福祉サービスの提供では支援が行き届

かない部分があり、そこを埋めるような体制を作ろうということで、昨年度から協議を重ねてきました。第3回までの協議で、3つの機能を充実させていくための大まかな実施の枠組みについて整理しましたが、実際にサービスを提供していただく事業者に対しても、しっかり説明することが必要であるということで、プロジェクト発で、3月に事業者への説明会を実施しております。

今年度に入ってから、5月に会議を開催し、プロジェクト内で実施体制案を固めたところです。会議には、当時者団体の代表者にもご出席いただき、当事者の視点からのご意見もお聞きしながら、議論を進めました。

これまでの協議のなかで整理した、機能充実に向けての課題と、求められる対応についてですが、

1点目は「相談から利用までの一貫した支援体制」です。現時点でも「地域生活支援拠点」という枠組みはあり、仕組みの上では「設置済」でしたが、機能充実のためには、相談窓口を明確化する必要があるのではないか、また、潜在的リスク世帯に対してアウトリーチする体制を整えることにより、平常時から安心して地域生活を送ることができるのではないか、といった議論が行われました。

2点目は「拠点登録事業所の拡充」です。現時点でも拠点のご登録をいただいている事業所はありますが、より拡充して、緊急時にご対応いただける事業所を増やしていくことが必要ではないか、という議論がされました。また、実際に受け入れる事業所の費用負担への補償を明確化すべきではないかとの議論が行われました。その他、利用までの手続きを明確化することや、相談から利用までをコーディネートする人員が必要ではないか、との議論が行われました。

3点目は「拠点の周知」です。これまでも「地域生活支援拠点」という枠組みはあった訳ですが、機能充実に取り組むとともに、周知もしっかり行っていくことについて、議論されました。

以上のような課題の整理を踏まえたうえで、拠点に求められる機能のうち「相談」「緊急時受入」「体験の機会」の3つの機能を充実させることによって、地域生活支援拠点機能の充実を図っていくということで、実施体制案が固められています。

運用開始時期については、現時点の予定としては、令和8年10月からということで考えております。

実施体制としては、市が、市内の拠点登録事業所と委託契約を締結し、各拠点サービスを提供するという形です。なお、障害児については、運用開始

時点では、拠点の利用対象者としめない方向で進めたいと考えています。拠点サービスの提供にあたり、障害児と障害者のサービス内容を整合させることが難しいことや、障害児については従来の福祉サービスでの対応が可能であること、「緊急時」という利用ニーズと必ずしもマッチしないことなどの理由により、開始当初においては、障害児については、対象外という運用とさせていただきます。

資料の下段に「地域生活支援拠点イメージ図」を掲載していますが、拠点の核となるのが「拠点・相談支援」であり、これを中心にサイクルが回っていくという形になります。

続いて、各機能充実の内容についてですが、

①相談機能 については、実施方式は「市業務委託」です。委託先として、基幹相談支援センターを考えておりますが、現在調整中です。拠点相談窓口を設置し、コーディネーターを置いて、相談の機能強化を図ることとしています。なお、開設時間については、国において、24時間支援体制の確保という言葉もありますが、「地域の実情に応じて」という記載もありますので、周南市版の「拠点」においては、運用開始時点では、休日・夜間は開設時間外となります。しかしながら、緊急時には、専用携帯電話で連絡がつく体制を整えることとしています。また、相談については、適切な助言ということはもちろんのこと、リスク世帯の把握とリスト化・フォローアップが、拠点においては重要になると考えています。同様に、アウトリーチについても、どこまで個人の世帯に踏み込んでいくかという課題もありますが、適切なアウトリーチにより、事前にリスクを把握し、フォローアップしていくことも、拠点の機能として持たせたいと考えております。

資料の下段に「拠点サービス利用イメージ図」を掲載していますが、拠点のコーディネーターが核となり、相談や調整、アウトリーチを行うということが、拠点相談における機能となっています。

②緊急時受入機能 についても、実施方式は「市業務委託」です。委託先は、入所施設やグループホームで、事業者に実施していただきます。サービス内容は、短期入所サービスに準じるものとし、利用期間は最長1週間「程度」としてあります。緊急時に対応することが拠点サービスの在り方ですので、期間を1週間「程度」としてありますが、例えば保護者の入院が1日延びて、8日間になった場合、1週間「以内」としてしまうと対応できなくなるため、「程度」と表記し、対応できるようにしています。これ以上、例えば2～3週間など、長期化することが予見される場合は、障害福祉サービスを利用することで、解決を図っていただきたいと考えます。しかし、障害福祉サービスの支給決定はすぐにはできませんので、拠点サービスは「緊急回避」のた

めの期間という位置づけのご利用になるとイメージしていただくと、「緊急時受入機能」をご理解いただけるのではないかと思います。また、日帰り利用についても、「緊急回避」のための利用が想定されることから、利用の対象としています。なお、費用負担については、短期入所のサービス単価の平均から、1日6,500円を見込んでいます。この金額は、利用者が負担するものではなく、市が事業者へ支払う委託料になります。これとは別に、利用者が施設に直接支払う「利用者負担」を求めるべきか否かについては、プロジェクト内でも議論になりましたので、後ほど、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。その他、実費である食事代については、利用者にご負担いただくのが妥当ではないかということになりました。

③体験の機能提供 については、将来的にサービスを利用する可能性が高い方を利用対象者として、体験をしていただくというサービスであり、緊急時受入機能の拠点サービスと同様の形でご利用いただくものです。

さて、先ほどお話した「利用者負担」についてですが、プロジェクトにおいては「利用者負担を求める」方向で議論がまとまりました。障害福祉サービスにおいても、所得状況によって違いはありますが、原則10分の1の利用者負担を求めており、これとの整合性を図る意味でも、利用者負担を求めるといふプロジェクトの意見を、協議会へご報告いたします。ついては、これを受けて、協議会としての意見をおまとめ頂ければと存じます。

最後に、今後の対応についてですが、事務手順の整理や要綱の策定については、事務局で進めたいと思います。その他、事業者への説明については、プロジェクト発で進めてまいりたいと思います。実施体制案が固まり、これから運用開始に向けて取り組みを進めてまいりますので、ご意見をいただければと思います。特に、利用者負担については、本日、協議会として、ご意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎議 長 それでは、ただいま事務局から、地域生活支援拠点機能充実プロジェクトについて説明がありました。その中でも、利用者負担に関しては、本協議会としての意見を踏まえ、取り組みの参考にしたいとのことでした。委員の皆様からご意見等ありましたらお願いします。

○委 員 非常に充実した内容であると思います。そのなかで、1点お聞きしたいのが、「潜在的リスク世帯」の考え方です。いわゆるグレーゾーンというか、障害者手帳を所持しておられない方も、対象になるということでしょうか。

■事務局 拠点利用に関して「障害者を対象とする」ことは、当初から前提条件としておりました。しかしながら、リスクが顕在化する前に、状況を把握し、必要な対応を行うことが拠点相談の役割ですので、相談を受け付けた結果、リスクのある世帯として把握された場合は、必要に応じて、例えば障害者手帳の取得についてお話をする等の対応を行うことになるかと思えます。

○委員 わかりました。ですが、グレーゾーンの方、例えば精神科への通院歴のある方で、手帳を持っておられないケースも数多くあると思えます。そういった方の受け皿として、幅広い相談対応をしてもらいたいというのが私の意見です。

■事務局 拠点相談以外にも、市では、総合相談支援などの窓口を相談支援事業所へ委託しており、委員の言われるような相談対応を行っております。拠点相談の窓口においても、そのような形で業務を行っていただく形を目指しております。

○委員 すいません、私からも意見を述べてよろしいでしょうか。グレーゾーンに関するご意見、本当にありがとうございます。うちの子もグレーゾーンだった時がありましたので、そういった皆様の戸惑いは本当に大きいと思います。ただし、今回は、緊急時の対応というのが前提になりますので、本当に今必要としている人、手帳を取得している人を優先していただきたいという思いがあります。そのうえで、次の段階で、周りの人がそれを見て、手帳の取得や、相談の大切さを理解していただくことができれば、相乗効果となるのではないかと感じました。最初から幅を広げすぎると、あいまいな部分が増えてきて、本来必要とするサービスができなくなるように感じますが、皆さんいかがでしょうか。

◎議長 それでは、委員から、本プロジェクトの利用対象者は、あくまでも障害者手帳を取得している方を対象として取り組みを進めるべきではないかとの意見がありました。他の委員の皆様からご意見はありますか。

○委員 私の経験から言えば、障害者手帳を持っている人を優先というのは、すこしキツイのではないかと感じます。わたしの子どもはLD（学習障害）なのですが、20年前は、学校でも十分な支援を受けられず、手帳の取得も簡単ではありませんでした。手帳を取得してからは、支援の幅が広がりましたが、グレーゾーンで困っている人がおられるならば、SOSを受け止めて、相談に乗っていただきたいというのが私の考えです。

■事務局 両委員より、貴重なご意見をいただきありがとうございました。拠点サービスの対象者についてお答えすると、「緊急時受入」と「体験の機会」については、手帳の取得を原則としますが、「相談」においては、市が委託する業務のなかに、各種相談への対応についても盛り込みますので、グレーゾーンでお困りの方の相談を受け付けないという事にはならないと考えます。

◎議長 利用対象者に関する質問に対して、事務局から、それぞれのサービスの棲み分けについて回答がありました。皆様、貴重なご意見をありがとうございました。それでは、利用者負担に関する意見のとりまとめに移ってよろしいでしょうか。

○委員 ちょっと待ってください。まだ質問があります。「緊急時受入機能」の、利用期間についてです。緊急時の受入れについては、本協議会でもたびたび話題に出ている、今年3月の定例協議会でも、私から意見しましたが、十分な議論には至りませんでした。ともかく、この問題は大切なことですから、順を追って意見を述べます。平成30年の自立支援協議会で、ある委員さんから意見がありました。障害のあるお子さんと、お母さんの2人世帯で、お母さんが急に入院することになり、お子さんを預かる施設を探して欲しいと市へ相談に行ったそうです。相談を受けて、市も探したようですが、見つからず、手術日も近づいてきて、そのお母さんはとても焦ったそうです。結局、自分で施設を見つけたそうですが、その委員さんからは、今後、こういったケースで、親が自力で施設を探すようなことがないようにしてくださいと、市へ要望されていました。市は、頑張りますと答えておられた。この意見をお聞きしてから、この問題が、私の心にずっと残っていました。緊急時の受入れについては、令和3年から岩国市が取り組んでいて、昨日、利用期間について問い合わせてみると、最長で31日間とのことでした。入院期間が長引いたときのことを考えると、そのくらいの日数は必要であると感じました。7日間というのは、あまりにも短すぎるのではないかと思います。

■事務局 ご質問にお答えします。「緊急時受入」の期間は最長1週間程度としており、事態が長期化することが予見される場合は、障害福祉サービスを利用することで対応していただきたいと考えますが、突発的な事態が生じたとき、緊急回避するためのサービスとして機能するのが、拠点における「緊急時受入」の位置づけになります。最長7日間程度としておりますが、さらに事態の長期化が予見される場合は、市も関わりながら、障害福祉サービスの正式な利用に向けて、全力で状況を整えていくこととなります。7日間というの

は、あくまでも緊急回避のための期間ということで、ご理解いただければと思います。なお、他市のように、長期間の受入対応が必要ではないかとのご意見については、これまでも本協議会において同様の意見があり、検討しましたが、各市それぞれに施設の空き状況なども異なりますので、周南市版の拠点においては、「緊急時受入」の機能を前述のように整理し、議論を重ねたうえで、皆様に実施体制案をお示ししているところです。

○委員 それでは、保護者の入院期間への対応と、今の「緊急時受入」の話は、別問題として考えてください、ということですか。

■事務局 別問題と言うよりも、障害福祉サービスの短期入所を活用する方が、委員の言われるようなケースの場合は望ましい訳ですから、短期入所の支給決定がされていない方については、緊急回避的に拠点サービスをご利用いただき、リスクが顕在化した状況下での対応を図っていこう、ということが趣旨でございます。

○委員 それでは、困っている障害者の親子に対して、助けが何も出せない、7日間だけは面倒を見るけれど、後は自分で考えてください、ということですか。それで良いのですか。

■事務局 その点に関しては、1週間の間に、各支援者が全力で、緊急事態を回避するために対応することになります。従来であれば、その1週間を確保することすら、なかなか実現できない状況にありましたので、その1週間を確保するために、体制を整えていくことが趣旨になります。

○委員 先ほど話題に挙げた、保護者の入院の事例では、保護者がご自分のネットワークを使って、受入先を見つけることができました。しかし、障害を持つ子の親が、全員ネットワークを持っている訳ではない。また、親が亡くなったときには、どうなるのかと思いたすが。

◎議長 とても切実なご意見をいただきありがとうございました。このことについて、ただ今、事務局からも説明がありましたが、緊急時の受入機能について、新たに充実を図るため、1週間の受入期間を設け、そこでしっかり次のアクションをする、支援に取り組むとのこと。他の市町の取り組みは、参考例にはなりますが、組織土壌も地域土壌も異なりますので、まずは、この周南市の新たな取り組みを、協議会として、しっかり応援する、期待するということが良いのではないのでしょうか。また、今回は、システム的なこと

を議論する場ではなく、事務局からの報告を踏まえ、利用者負担を求めるかどうかを審議することが協議会の役割ですので、そのように進めていきましょう。限られた時間のなか、残りの議事もありますので、ご協力をお願いします。

○委員 限られた時間と言いますが、これは大切な問題ですよ。もしも自分が保護者だったら、住めるのなら、岩国市に移り住みますよ。

◎議長 ご意見はありがとうございます。ですが、決められた時間の中で、議事を進める必要がありますので。

○委員 わかりました。それでは、保護者が急に入院することになったとき、市は、7日間で、子どもを預かってくれる所を探すのですよね。

■事務局 緊急的に子どもを預かる場所を探すことになった場合、関係者一同が慌ただしく調整を行うこととなります。このように、緊急時の対応は、今も実際に行っております。拠点サービスにおいて、委員の言われるような、1週間のタイムリミットで調整を図る必要が生じたときは、関係者が全力で支援し、体制を整えることとなります。その結果として、残念ながら調整がつかない場合もあるでしょうし、間に合う場合もあると思います。しかし、いずれにしろ、全力で取り組むことに変わりはありません。

○委員 全力でやったって、入院までに間に合わなかったら、どうなるのですか。お子さんと一緒に、個室を借りて入院するのですか。

■事務局 その点に関してましては、本市における拠点において、こういった枠組みならば、事業者のご理解をいただきながら機能を充実させていけるかを議論し、ある程度のルールや内容などを整え、決定されたことをお示ししています。

○委員 恰好だけじゃないですか。パフォーマンスだけじゃないですか。預かるところが見つからなかったら、その障害者さんは、どうなるのですか。または、調整がつかなかったために、その保護者さんは入院できなくなるかもしれない。ご病気が癌だったら、入院が遅れたために、残念な結果になるかもしれない。そういったことが起きるのではないのかなと思います。

■事務局 拠点の議論における「緊急」とは、事前に予見していなかった事態のことを指します。事前にリスクが予見される場合には、「相談」や「体験」を通じて障害福祉サービスのご利用に向けての調整が図られますが、リスクを予見していない「緊急」に対して、今は体制が整っていないから整える、ということが、今回の取り組みになります。

○委員 だから、拠点は拠点でやられても良いのだけれど、現実には、保護者が医者から何日までに入院しなければならないと告げられたとき、子どもを預かってくれる所を、市は準備できるのですか。

■事務局 市として全力で支援を行い、関係機関との調整を図りますが、確約できるのかと問われるならば、個別の状況もあるでしょうから、確約はできません。しかし全力を尽くします。

○委員 全力を尽くしても、預かってくれる所が見つからなかったらどうするのですか。市はどのような支援をするのですか。

■事務局 見つからなかった時は、見つからないという現状があるだけで、その後も、見つけられるよう市として全力を尽くします。ただし、確約できるのかと問われるならば、市として確約はできません。

◎議長 委員さん。市から、緊急時受入の機能充実のための整備をしっかりと行って、全力を尽くすとの回答がありました。その言葉を信じませんか。

○委員 信じられません。

◎議長 1週間の受け入れを経ても、次の受け入れ先が見つからず、より重篤な事態になるだとか、そういった未来の、予測はされながらも不測の事態が生じる場合について議論するのではなく、今後、この緊急時受入機能が整備されれば、そういうご家庭が限りなく減るといふ、そちらの方が大切ではないでしょうか。

○委員 そのご家庭とは、どのくらいの数だと思われますか。

◎議長 それは予見できません。従いまして、次の、利用者負担の議論に移りましょう。委員のご意見は、しっかりと市に伝わったと思います。今回の意見を、提言のひとつとして受け止めさせていただくということで、よろしい

でしょうか。

○委員 提言のひとつではありません。平成30年の自立支援協議会で、市は「今後、このような事が無いように頑張ります」と答えたのですよ。そういう発言をされているのですよ。だったら、岩国市のように、31日間の受け入れを行う体制を作ったって、良いじゃないですか。

◎議長 ですから、31日間をひとつの目安とする体制整備に関して、委員から意見があったということで整理するとして、この1週間の緊急時受入機能を、第1ステップとして整備するということで、よろしいかと思いますが。

○委員 だから、そっちはそっちで整備してくださいよ。それで、岩国のように、31日間預かりますというのは、それはそれでやってくださいよ。平成30年6月の自立支援協議会で、市は「頑張ります」と言ったのだから、頑張ったっていいじゃないですか。

■事務局 はい。ですので、本市における拠点の体制整備においては、1週間ということでご提示をさせていただいておりますが、この案に対するご意見として、受け止めさせていただきます。議事の取りまとめについては、会長へお預けします。

○委員 すいません。私からも、発言させてください。

◎議長 はい。

○委員 平成30年6月の自立支援協議会で、意見を述べさせていただきました。私の事例のことで、お時間を取らせて、申し訳ありません。わたしが今、思うことは、7～8年前、市に相談しても「どうにかなるだろう」という言葉しか貰えず、それに腹が立って、自分で動きました。今考えてみれば、今の時代であれば、もう少し、親子が泣く泣く分かれることもなく、もっとスムーズに、自分も入院できて、子どもも施設で楽しく過ごせたのではないかなと思いました。

◎議長 ご意見ありがとうございました。それでは、時間も残り少なくなりましたので、議事をまとめましょう。

○委員 時間を延長したって良いじゃないですか。

◎議 長 あらかじめ終了時間が定められていますので。

○委 員 大切な問題ですよ、これは。

■事務局 委員の皆様には、事務局から会議の終了時間を事前にご案内しております。このあとご予定のある委員もおられると思いますので、ご理解いただけたらと思います。

◎議 長 よろしいですか。それでは、利用者負担について、本協議会としては、特に意見なしということで、よろしいですか。

(挙手多数)

○委 員 じゃあ、利用者の負担はゼロという意見があったと言ってください。

◎議 長 あくまでも、協議会の委員の一人から、利用者負担なしというご意見があったということで整理させていただいてよろしいですか。

■事務局 取りまとめは会長にお願いしたいと思います。

◎議 長 それでは、そのようにします。次の議事に移ります。就労部会について、事務局から説明をお願いします。

### **就労部会の報告**

■事務局 就労部会について、活動のご報告をいたします。

就労部会では障害者の就労や雇用の地域課題の抽出と改善に向けて協議を行っています。

令和7年5月14日に開催し、令和6年度に協議した様々な課題の中から、今年度は障害者の働き方に関わる支援機関の制度や役割をお互いが認識し、活用方法を再認識するために、まずは、障害者・就業・生活支援センターの役割や支援における課題などを支援機関が知る機会を持つことなどを予定しております。また、今年10月開始予定の就労選択支援事業に関して、周南地域での円滑な運用や具体的な流れの共有のため、7月9日に就労選択支援事業に関する研修会を開催しました。下松市や光市などの行政担当者や総合支援学校などの参加があり、開始に向けての課題の共有の場となりました。

今後、研修会や協議を重ねていき、支援機関の役割や本人の能力に応じた

就労の場の選択について協議していきたいと考えています。

就労部会の報告は以上です。

◎議 長 それでは、ただいま事務局から、就労部会について説明がありました。委員の皆様からご意見等ありましたらお願いします。

○委 員 今年3月の自立支援協議会で、周南圏域では重度障害者の就労先がないという報告がありましたが、議論が深まりませんでした。これで良いのかと考え、就労部会の構成委員の方に直接聞いてみたところ、重度の、車椅子を使用している障害者について、就労先においてスロープ等の環境が整っていないケースがあるとのことでした。これについて、何か助成制度があったように記憶していたので、調べたところ、高齢・障害・求職者雇用支援機構という所が助成金制度を取り扱っていることが分かりました。ただし、事業者が助成を受けるためには、2年間の継続雇用が条件であるとのことでした。就労移行支援と就労定着支援の組み合わせでサポートを受ける場合であれば、数年間は十分な支援を受けられますが、ここで問題になるのが、総合支援学校から直接、就職する場合です。両総合支援学校では、卒業生のサポートやフォローアップなどは行っているのでしょうか。

◎議 長 市内の総合支援学校を代表してお答えすると、卒業生は大切にします。従いまして、期間を問わず、温かく受け入れて、適宜、必要な支援機関に繋ぐ等の支援を継続いたしますので、ご安心ください。また、委員から、両総合支援学校に対し、助成金制度についての資料をいただきました。一読させていただきます。情報提供ありがとうございます。以上で就労部会の報告を終わらせていただき、次の教育部会について、事務局から説明をお願いします。

## **教育部会の報告**

■事務局 教育部会について、活動のご報告をいたします。

5月8日に第1回目の会議を行いました。

まず、全体での協議事項として、教育部会の名称変更について話し合われました。部会の名称変更については、昨年度から、教育部会のなかで課題に挙がっておりました。教育部会という名称が「教育」に限定するイメージがあることから、新しい名称について検討した結果、「こども部会」に改称することによって意見が一致し、本協議会にお諮りすることとなりました。後ほど、議事(5)において、皆様にご審議いただきますので、よろしく申し上げます。

次にグループでの協議事項についてですが、一つ目のグループは、学校と福祉の連携について、二つ目のグループは、地域の障害児通所事業所の現状把握・質の向上について、検討を進めているところでございます。

教育部会の報告は以上になります。

◎議 長 それでは、ただいま事務局から、教育部会について説明がありました。委員の皆様からご意見等ありましたらお願いします。

○委 員 個人的に「こども」という呼称は、どうもしっくり来ないのですが。原則として、出生から就学前までの支援は、市のあんしん子育て推進課が行い、就学後から卒業までの支援については、教育部会で話し合われるという構図になると思います。重層的に支援するにしても、「教育」という呼称は残しておいて、例えば「こども・教育部会」といった呼称でも良いのではないかと思います。

■事務局 教育部会の活動は、あんしん子育て推進課が管轄する業務と直結するものではありませんが、関連はしてまいりますので、今後も事務局として、情報共有には努めてまいりたいと考えています。しかし、今回の名称変更については、あくまでも教育部会において、議論のなかで挙がってきた提案事項であり、事務局である市から提案した事柄ではありませんので、ご理解いただければと思います。

◎議 長 他にありませんか。それでは、次の議事に移ります。議事（５）「周南市地域自立支援協議会の部会に関する要領の一部改正について」、事務局から説明をお願いします。

#### **(5) 周南市地域自立支援協議会の部会に関する要領の一部改正について**

■事務局 それでは、周南市地域自立支援協議会の部会に関する要領の一部改正について、ご説明いたします。

改正の趣旨と致しましては、先ほどの教育部会からの報告にもありましたとおり、教育部会という名称が、「教育」に限定するイメージがあることから、これを「こども部会」に変更することについて、部会より提案があり、部会に関する要領について、所定の改正を行うものです。

参考資料として、新旧対照表と、一部改正後の要領の案を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議いただきますよう、よろしくご願ひいたします。事務局からは以上です。

◎議 長 それでは、ただいま事務局から説明がありました。委員の皆様からご意見等ありましたらお願いします。

(質問・意見なし)

◎議 長 それでは、決をとりたいと思います。議事「(5) 周南市地域自立支援協議会の部会に関する要領の一部改正について」承認される方は、挙手をお願いします。

(挙手多数)

◎議 長 それでは、挙手多数ということで、本件については承認といたします。それでは、次の議事に移ります。議事(6)「周南市障害者差別解消支援地域協議会について」、事務局から説明をお願いします。

#### **(6) 周南市障害者差別解消支援地域協議会について**

■事務局 それでは、事務局から「周南市障害者差別解消支援地域協議会」について説明します。

「障害者差別解消支援地域協議会」は、障害者差別解消法第17条、18条に規定される協議体で、障害者差別に関する相談への適切な対応や、障害者差別に関する紛争の防止や解決に向けた体制を構築するため、各市区町村単位で設置される組織であり、本市では、自立支援協議会のなかに、この協議体を位置付けております。

本市においては、これまで、自立支援協議会にお諮りするような、障害者差別に関する事案は発生しておりませんが、今後、法に示されているような、紛争等に発展しかねない事案の相談や発見が生じた場合は、ご報告申し上げ、解決に向けた協議をお願いする場合もございますので、その際は、ご協議のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、差別の禁止については、第5期周南市障害者計画においても、基本原則として掲げているところであり、本市及び本協議会におきましても、具体的事案への対応だけでなく、障害者差別の解消に向けて、引き続き周知・啓発活動にも取り組んでいきたいと考えております。

今後も、皆様からのご意見やご指導を賜りながら取り組みを進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎議 長 それでは、ただいま事務局から説明がありました。委員の皆様からご意見等ありましたらお願いします。

○委 員 資料のなかの「組織図」について質問があります。組織図には、運営会議と定例協議会との関連などは、矢印で示されていますが、説明のあった「周南市障害者差別解消支援地域協議会」は、矢印が示されていませんが、どうなのでしょう。

■事務局 障害者差別解消支援地域協議会は、先ほどの説明にもありましたように、周南市地域自立支援協議会に「内包されている」という位置づけになります。自立支援協議会にお諮りするような、障害者差別に関する重大事案が発生したときに、皆様へご報告することになりますので、ご理解いただければと思います。

◎議 長 他にありませんか。それでは、次の議事に移ります。議事（7）「令和7年度 障害者の福祉を考える集いについて」、事務局から説明をお願いします。

#### **(7) 令和7年度 障害者の福祉を考える集い**

■事務局 事務局から「令和7年度障害者の福祉を考える集い」について、ご説明させていただきます。

昨年度に引き続き、周南市障害者計画の基本計画である「障害のある人もない人も、お互いのことを大切にし、助け合い支え合う、人にやさしい、人がやさしいまちづくり」の普及啓発と、障害のある人とない人との相互理解の機会を創出し、地域共生社会を実現することを目的として、「令和7年度障害者の福祉を考える集い」を開催いたします。

開催日は、令和7年12月7日 日曜日の午後、会場は、新南陽ふれあいセンターです。

主催は、周南市と、本協議会になります。

メインとなる催事については、事務局にて内容を調整中ですが、授産品の販売や、作品展示については、昨年度に引き続き実施する予定としております。

詳細が決まりましたら、改めて皆様にご案内させていただきます。

本協議会の主催事業となりますので、ぜひご協力、ご来場をいただければと思います。事務局からは以上です。

◎議 長 それでは、ただいま事務局から説明がありました。委員の皆様からご意見等ありましたらお願いします。

(意見なし)

◎議 長 ご意見がないようですので、「(8)地域課題等について」に移ります。事務局からお願いします。

#### **⑧ 地域課題等について**

■事務局 運営会議のなかで挙げた地域課題のうち、「相談支援専門員の負担増への対応」については、先ほど、委員の皆様でご協議いただき、市の考え方についても回答させていただきました。今回、皆様からいただいたご意見も踏まえながら、しっかりと取り組んで参ります。また、「障害者の住まいの確保」については、運営会議のなかで、「住宅セーフティネット法」の改正を受けた対応についても今後必要になるのではないかとご意見がありましたので、委員の皆様にも、こういった提起が為されたことを共有させていただきます。地域課題等については以上です。

最後に、拠点において利用者負担を求めるかどうかについて、先ほど協議していただき、求めなくても良いのではないかとご意見もありましたが、自立支援協議会としての意見を、最後に取りまとめて頂ければと思います。プロジェクトの案と致しましては、障害福祉サービスと同様に、利用者負担を求めるということで提示させていただいております。事務局としても、障害福祉サービスとの整合性を図る意味で、所得ごとに段階は設けたいと思いますが、原則としてご負担いただくという方向で進めたいと考えております。本日、協議会としてのご意見を賜り、それを参考にしながら、要綱の制定等を進めてまいりたいと思いますので、本日の協議のまとめをお願いしたいと思います。

◎議 長 事務局からの説明を受けて、委員の皆様からご意見等がありますか。

(意見なし)

◎議 長 それでは、本協議会と致しましては、ただ今の事務局からの説明等を受けて、方針を事務局へお預けするというところでよろしいでしょうか。

(挙手多数)

◎議 長 ありがとうございます。その他に、委員の皆様から何かありますでしょうか。

○委 員 意見という程ではありませんが、先ほどから、地域課題について活発な意見交換がされていました。それをお聞きするなかで感じたのは、地域行政には限界があるということです。大変失礼ながら、地域行政が担える範囲には限界があり、一生懸命頑張っても、課題解決が困難な場合があると思います。限界を超えた部分を解決に導くためには、山口県、さらには日本国にまで話を持っていくという手法もあると思います。国にまで話を持っていけば、諸問題の解決の糸口が見つかるのではないかと思います。それが日本の国の役割です。そのように感じました。

◎会 長 貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。それでは、すべての議事が終了しましたので、事務局にお返しします。

■事務局 会長、議事進行ありがとうございました。それでは、以上を持ちまして、令和7年度第1回周南市地域自立支援協議会定例協議会の全日程を終了いたします。皆様お疲れさまでした。